

Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆北京市等8省・市での交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増値税への転換試行地域の増値税一般納税者資格認定に関する事項の公告（国家税務総局公告 [2012] 38号, 2012年8月10日発布）

国家税務総局は、財税 [2012] 71号、財税 [2011] 111号、国家税務総局令第22号に基づいた、試行地域の増値税一般納税者資格認定基準を以下のとおり明確にしている。

●課税サービスの年間売上高が500万元超の場合
試行実施前の課税サービスの年間売上高が500万元を超えていた納税者は、国税の所轄税務機関に一般納税者資格認定を申請しなければならない。

☆北京市等8省・市における交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増値税への転換試行に関する通知（財税 [2012] 71号, 2012年7月31日発布）

国务院の承認を受け、交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増値税への転換試行地域の範囲を上海市から北京市等の8つの省・市へと拡大する。

●試行開始時期

各地域の試行開始時期は以下のとおり。

北京市——2012年9月1日

江蘇省・安徽省——2012年10月1日

福建省（アモイ市含む）・広東省（深圳市含

☆営業税から増値税への転換試行地域における4つの課税サービスについての調整（財税 [2012] 53号, 2012年6月29日発布）

上海市財税部門のデータによると、今年の第1四半期（1～3月）において、営業税から増値税への転換試行により増値税の一般納税者の税負担は全体で20億元減少したが、一部においては税負担が増加した。今回の通達により、財税部と国家税務総局は、試行地域で発生した問題について調整を行なっている。

●国際運輸サービス

国際運輸サービス（国内の旅客・貨物の国外

中国税務最新動向

なお、試行実施前に一般納税者資格を取得した試行地域の納税者は、再度申請を行う必要はない。所管税務機関は「税務事項通知書」を発送し納税者に告知する。

●課税サービスの年間売上高が500万元以下の場合

試行実施前の課税サービスの年間売上高が500万元以下の納税者も、所轄税務機関に一般納税者資格認定を申請することができる。

む）——2012年11月1日

天津市・浙江省（寧波市含む）・湖北省——2012年12月1日

●適用される規定

上海市で試行されている営業税から増値税への転換試行に関する規定である財税 [2011] 111号、財税 [2011] 131号、財税 [2011] 132号、財税 [2011] 133号、財税 [2012] 53号が、各地域で試行開始時期以後に適用される。

への運送、国外の旅客・貨物の国内への運送、国外における旅客・貨物の運送）については、以下の3つの区分によりその課税方法が異なっている。

- (1) 中国と運輸所得に対する相互免税協定を締結した国又は地域の企業・個人が、国内の企業・個人に国際運輸サービスを提供した場合——免税
- (2) 試行地域の企業・個人が国際運輸サービ

Topics

スを提供した場合——ゼロ税率

(3) 中国と運輸所得に対する相互免税協定を締結していない国又は地域の企業・個人が、国内で国際運輸サービスを提供した場合——増値税率11%

国際運輸サービスの提供主体の違いにより上記の3つに区分され、それぞれ課税方法が異なる。しかし、免税、ゼロ税率、増値税率11%を比較すれば税負担の格差の大きさは明らかであり、国際運輸サービスの公平な競争を阻害している。したがって、財税 [2012] 53号では、2012年1月1日より、中国と運輸所得に対する相互免税協定を締結していない国又は地域の企業・個人においても、国内の企業・個人に対して提供した国際運輸サービスに関して、3%の増値税率で課税することとした。

●アニメ制作と動産リースサービス

増値税の計算方法は、一般納税者は原則として一般課税方式が適用され、小規模納税者は簡易課税方式が適用される。一般課税方式の課税額は、売上に係る税額から仕入に係る税額を控除した金額であり、簡易課税方式の課税額は、課税売上高に増値税率を乗じて計算した金額である。

一般課税方式は複雑で、特に規定に従った仕入に係る税額を如何に決定するかが困難である。一方、簡易課税方式は、課税売上高を税抜き売上高で計算する点を除き、営業税の計算方法との違いはない。よって、一般的に納税者にとっては、簡易課税方式に比べ一般課税方式は事務負担が増加する。しかし、規定により一般納税者に認定された企業は、一般課税方式を採用しなければならないが、財税部と国家税務総局が規定した特定課税サービスの一般納税者の場合のみ簡易課税方式を選択でき、選択した場合は36ヶ月の間変更できないとされている。

試行開始時において、財税部と国家税務総局が規定した特定課税サービスは、公共交通運輸サービスのみであった。しかし、試行開始後、一部のアニメ制作においては、試行前の3%の

営業税率から6%の増値税率に変更となり、仕入に係る税額が少ない場合は税負担が増加することとなった。したがって、財税 [2012] 53号において、文市発 [2008] 51号の規定に基づくアニメ制作企業として認定された一般納税者は、2012年1月1日から2012年12月31日までの間にアニメ制作として提供したアニメ脚本編集、デザイン、背景設計等の関連サービス、国内アニメ著作権譲渡について簡易課税方式を選択できることとした。

また、試行開始後、動産リースサービスの増値税率は17%となったが、試行開始前に動産を購入・製造した場合は、増値税の控除・還付が受けられないため、試行開始後に動産を購入・製造した場合との差が歴然となった。よって、動産リースサービスに対しては、試行開始前に動産を購入・製造した動産リースサービスは簡易課税方式を選択できることとした。

●船舶代理サービス

財税 [2011] 133号の第4条によって、船舶所有者、船舶の賃借人又は運営者の委託を受けて提供する船舶の関連サービスは、船舶代理サービスとして6%の税率で増値税が課税される。一方、船舶代理サービスを行う企業・個人の運輸サービス収入は、水路運輸サービスとして11%の増値税が課税される。財税 [2011] 111号において、試行地域の納税者が、異なる税率の商品を販売又はサービスを提供する場合、それぞれの税率に対応する売上高を計算し、いずれにも区分できない売上高は、最も高い税率によって計算すると規定されている。しかし、実務上税率の区分ごとに売上高を把握することは困難であるため、納税者が最も高い税率を適用するケースが多く存在した。

財税 [2012] 53号では、船舶代理サービスについて、財税 [2011] 133号文第4条第3項の「水路運輸サービスとして増値税が課税される」という規定を廃止し、港湾埠頭サービスに統一して6%の増値税が課税されることとした。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。